

## 水質汚濁防止法に基づく行政指導の誤りについて

市が水質汚濁防止法に基づき行った行政指導（改善勧告）に誤りがあり、事業者に必要な費用負担を生じさせた事案が判明しましたので、お知らせします。

### 1 事案の概要

事業者から報告されたし尿浄化槽排水の測定結果が、水質汚濁防止法第4条の5の規定により定められている排出水の総量規制基準値を超過していたとして、平成30年9月、市は事業者に対し行政指導（改善勧告）を行い、設備改善を実施させました。その後、令和3年12月になり、当時、誤った規制基準値で改善勧告を行い、不必要な設備改善に係る費用を事業者負担させていたことが判明しました。

事案判明後、事業者に事情説明・謝罪を行うとともに、本年6月、示談書の締結に至ったことから、改善に要した費用について賠償したものです。

### 2 事業者名

市内のマンション管理組合

### 3 判明の経緯

- (1) 令和3年12月17日、千葉県に報告した市内事業場の排水測定結果（令和2年度分）において、マンションのし尿浄化槽排水の測定結果がりん含有量の規制基準値を超過しているとして、県担当者から報告内容の確認を求められた。
- (2) 当該事業場の規制基準値を再確認したところ、同月27日、りん含有量等の規制基準値算出に誤りがあったことが判明し、加えて、平成30年9月の行政指導についても誤った規制基準値により行っていたことが判明した。

※総量規制基準値は、りん含有量ほか2つの基準項目について、県が定める業種その他の区分ごとに定められた「基準濃度」と、事業場排水の「最大排水量」により算出する。

※し尿浄化槽排水のりん含有量の「基準濃度」は2通り定められており、当該事業場については、平成16年に県から受理した通知（疑義解釈）に基づき通常処理の基準濃度により算出すべきところ、高度処理に適用する厳しい基準濃度を用いて算出していた。

### 4 原因

行政指導（改善勧告）を行う際、事前に規制基準値の確認作業を行っていたが、以下の要因により規制基準値の誤りに気付かなかった。

- ① 当該事業場の基準値算出に不可欠な情報である「平成16年に県から受理した通知（疑義解釈）」が組織内で引き継がれていなかった。
- ② 確認作業に使用した基準値一覧表そのものにも誤った基準値が記載されていた。

## 5 対応

### (1) 経緯

令和4年 2月26日 管理組合訪問経緯説明  
3月30日 管理組合及び市による示談書案の合意  
6月 6日 示談書締結  
6月24日 賠償金支払い

### (2) 賠償金額

締結した示談書に基づき、市は、当該事業者に対して賠償した。  
合計 1,668,240円（薬剤注入装置設置工事費、薬剤注入費用等）

## 6 再発防止策

### (1) 管理台帳の作成

市内事業場の規制基準値について管理台帳を作成し、管理マニュアル等により組織としての管理を徹底する。

### (2) 同様の事例の確認

令和4年3月末までに、規制対象である市内29の全事業場について届出書類等の内容確認を実施し、同様の事例が生じていないことを確認した。